

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>本庄寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市北堀字野林七九九番一地先から同市北堀字北裏六六五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年二月一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和元年九月十三日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二二八・三一メートル</p>